

	<h2>区職員の障害者雇用状況について</h2>
と き	平成 31 年 2 月 7 日 (木) 発表
と ころ	練馬区役所 (練馬区豊玉北 6 - 12 - 1)
<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号。以下、「障害者雇用促進法」という。)に基づき、毎年、国へ報告している区職員の障害者雇用状況について、平成 31 年 2 月 1 日、法定雇用率を達成しました。</p> <p>今後とも、障害者の雇用に努めてまいります。</p>	

### 【公表内容】

#### 1 平成 30 年度の障害者雇用状況 (法定雇用率 : 2.50%)

	算定上の 職員数( 1)	障害者数	算定上の 障害者数( 2)	雇用率
平成30年 6 月 1 日時点	4,737.5 名	81 名	110 名	2.32%
平成31年 2 月 1 日時点	4,737.5 名	93 名	120.5 名	2.54%
差		12 名	10.5 名	0.22 ポイント

- 1 「算定上の職員数」は、障害者雇用率算定上に換算した職員数。(勤務時間が週 30 時間以上の者は 1 名換算、週 20 時間以上 30 時間未満の者は 0.5 名換算、週 20 時間未満の者は対象外。)
- 2 「算定上の障害者数」は、障害者雇用率算定上に換算した障害者数。(重度障害(身体・知的のみ)の者は 2 名換算。勤務時間が週 20 時間以上 30 時間未満の者は 0.5 名換算。)

#### 2 法定雇用率達成に向けた取組内容

非常勤職員の採用【3名】

臨時職員の採用【6名】

その他、「障害者数」の増として、職員から障害者手帳所持等の申出【4名】があった。  
一方、「障害者数」の減として、非常勤職員の退職【1名】があった。

### 3 今後の対応

業務協力員の任用資格について、新たに「身体」および「精神」の障害者手帳の交付を受けている者を加え、積極的な活用を図る。

区内の就労移行支援事業所等との連携を強化し、更なる障害者の雇用を進める。

### 4 「地方特例」の認定

障害者雇用促進法に基づく「地方特例」(地方公共団体内に複数の任命権者がある場合、合算して障害者雇用率を算定できる制度。)を申請する。

【問い合わせ】練馬区 職員課 人事係 電話03 - 5984 - 5782